

令和 4 年 2 月 1 日

回 覧

太地町役場 総務課
住民福祉課

町県民税 国民健康保険料 の申告相談について 介護保険料 後期高齢者医療保険料

令和 4 年度（令和 3 年 1 月 1 日～令和 3 年 12 月 31 日までの 1 年間に得た所得）の町県民税等の申告時期となり、町民の皆様には申告の準備をしてくださっていることと存じます。

申告相談の日程は下記のとおりですので、必要書類等御持参の上、該当日にお越しいただきますようお願いいたします。

◎ 日程（場所：公民館大集会室）

※うら面もご覧ください※

2 月 16 日(水)	大東区 ・ 小東区
2 月 17 日(木)	新屋敷区 ・ 寄子路区
2 月 18 日(金)	水ノ浦区 ・ 森浦区 ・ 夏山区
2 月 21 日(月)	暖海区 ・ 常渡区
2 月 22 日(火)	平見区
2 月 24 日(木)	大東区 ・ 小東区
2 月 25 日(金)	新屋敷区 ・ 寄子路区
2 月 28 日(月)	水ノ浦区 ・ 森浦区 ・ 夏山区
3 月 21 日(火)	暖海区 ・ 常渡区
3 月 22 日(水)	平見区

【受付時間は、午前 9 時～12 時、午後 1 時～4 時までです。】

※ 御都合の悪い方は、該当地区以外の日でも結構です。

※ 予備日【全区】（場所：公民館視聴覚室）3 月 23 日～3 月 15 日(土日除く)

■ お問合せ先

太地町役場 総務課税務係 Tel 59-2335（内線 34、36）
住民福祉課 Tel 59-2335（内線 25、39、50、76）

町県民税等の申告について

◎ 町県民税等は前年の所得に対して課税されますので、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間に得た収入について申告してください。

◎ **次の人は申告はいりません。**

- 所得税の確定申告を行った人
- 勤務先で年末調整を行った人で、年末調整した以外に他の収入や控除（医療費控除や寄附金控除等）がない人
- 収入が年金（個人年金は、除きます。）のみで、年金保険者に届け出ている控除（配偶者控除、扶養控除等）以外に控除をする必要のない人

◎ 申告のときに持参いただきたいもの

1 収入を証明するもの

給与の源泉徴収票、年金の源泉徴収票、貸金支払明細書、諸帳簿など

2 控除を証明するもの

国民年金支払額証明書、生命保険料支払証明書、地震保険料支払証明書、ふるさと納税証明書、医療費支払明細など

※ 医療費の領収書は、税務署に提出する必要がなくなりましたが、医療費支払明細書を作成し、領収書を5年間保管する必要があります。

3 本人を確認するもの

免許証、番号カード、パスポート、健康保険証、診察券など

4 マイナンバーを確認するもの

マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票

5 その他

マイナンバー暗証番号(お忘れの場合は、事前に住民福祉課で確認しておいてください。)、税務署からの案内通知(ハガキ)、振込先がわかるもの(通帳の写しなど)、認印

配偶者控除や扶養控除の対象者の方で収入の無い方へ

所得証明書や非課税証明書の発行を受けるには、申告が必要となります。(誰かの扶養に入っているというだけでは、所得額などがわからないため証明できません。)

そのため、収入が無く配偶者控除や扶養控除の対象となっている場合でも申告をお勧めします。

特に、公営住宅に入居されている16歳以上の方は、公営住宅に係る収入申告の手続きにおいて所得証明書又は非課税証明書の添付が必要になりますので必ず申告してください。

国民健康保険、後期高齢者医療保険又は介護保険の被保険者の方へ

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料又は介護保険料には、所得により保険料が軽減される場合があります。

しかし、未申告の場合は、保険料が軽減されませんので、上記の「次の人は申告はいりません」に該当しない場合は、必ず申告してください。